

交通政策に係る取組について

【交通政策室の設置について】

運転士不足など厳しさを増す公共交通を取り巻く環境を踏まえ、喫緊の課題解決や、新たな交通施策の検討などに的確に対応するとともに、交通事業者や庁内関係各課との横断的な連携を深めながら、「持続可能な地域公共交通の構築」に向けた取り組みを一層進めるため、令和6年度より都市計画課内に交通政策室を設置。

【令和6年度の主な業務内容】

① 地域公共交通計画に掲げる目標施策の進行管理と指標の評価<毎年度実施>

- 「公共交通の再編」
- 「利用環境の改善」
- 「利用の促進」
- 「新技術を活用した情報提供の推進」

計画に掲げる上記4つの視点に基づく21の施策について、計画に定めた数値指標と実績値を比較することで評価を実施。

② 公共交通計画推進事業(地域公共交通再編支援業務委託)<令和6年度実施>

事業費 27,540千円(6月補正予算案として提案)

※本取組においては、国土交通省の補助事業の活用を予定

- ビックデータの取得・分析の実施(移動実態などの現状把握と課題の明確化)
- 講義・ワークショップの実施(問題意識の共有と課題解決に向けた検討)
- 改善案の実践(実証)に向けた実施計画(ロードマップ)の作成



◎官民による移動サービスが効率的に補完し合う公共交通体系への見直しに向けた取組の推進

③ 「地域公共交通活性化協議会」と「地域公共交通会議」の統合<令和6年度実施>

いずれの会議体も地域公共交通に関し協議する組織であり、構成メンバーの多くが重複しているため、構成メンバーの負担軽減及び効率的な協議会運営を目的として、令和7年度からの統合に向け検討を実施。